

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	特別支援教育就学奨励費に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

徳島県教育委員会は、特別支援教育就学奨励費に関する事務における特定個人情報の取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

徳島県教育委員会

公表日

令和7年6月19日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	特別支援教育就学奨励費に関する事務
②事務の概要	特別支援学校等への就学の特殊事情に鑑み、特別支援学校等へ就学する幼児児童生徒の保護者等に対し保護者の経済的負担能力に応じて就学に必要な経費の援助を行い、特別支援教育の振興を図る。特別支援学校への就学奨励に関する法律及び徳島県特別支援教育就学奨励事業実施要綱に従い、保護者等の所得状況や住民票情報から収入額・需要額の算定を行うとともに、保護者の経済的負担能力(支弁区分)を決定する。
③システムの名称	団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
特別支援教育就学奨励費関係情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一 26 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第22条 ・番号法第9条第2項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例第2条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	<情報照会> ・番号法第19条第8号 別表第二 37 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第23条 ・番号法第19条第9号 <情報提供> ・番号法第19条第8号 別表第二 26及び87 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条第1号ソ及び同条第2～5号、第44条第1号ソ及び同条第2～5号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	徳島県教育委員会特別支援教育課
②所属長の役職名	特別支援教育課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	徳島県教育委員会特別支援教育課 〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地1 TEL 088-621-3140 FAX 088-621-3056
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	

連絡先	徳島県教育委員会特別支援教育課 〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地1 TEL 088-621-3140 FAX 088-621-3056
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人以上]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録を行う場合は、本人からのマイナンバーの取得の徹底や、住基ネット照会を行う場合は、基本4情報又は住所を含む3情報により行うことを厳守している。 また、人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 ☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	毎年度当初に、専用端末へのアクセスが可能な職員名簿を作成した上で、静脈による認証によりアクセス可能な職員を限定することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。そのため、権限のない職員等によって目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年7月6日	Iの5の②所属長	特別支援教育課長 榎 浩一	特別支援教育課長	事後	形式的な変更であり、重要な変更にあたらない。
平成30年7月6日	IIの1「いつの時点の計数か」	平成28年9月1日	平成30年4月1日	事後	形式的な変更であり、重要な変更にあたらない。
平成30年7月6日	IIの2「いつの時点の計数か」	平成28年9月1日	平成30年4月1日	事後	形式的な変更であり、重要な変更にあたらない。
令和1年6月28日	Iの7「請求先」	FAX 088－621－2882	FAX 088－621－3056	事後	形式的な変更であり、重要な変更にあたらない。
令和1年6月28日	Iの8「連絡先」	FAX 088－621－2882	FAX 088－621－3056	事後	形式的な変更であり、重要な変更にあたらない。
令和1年6月28日	IIの1「いつの時点の計数か」	平成30年4月1日	平成31年4月1日	事後	形式的な変更であり、重要な変更にあたらない。
令和1年6月28日	IIの2「いつの時点の計数か」	平成30年4月1日	平成31年4月1日	事後	形式的な変更であり、重要な変更にあたらない。
令和2年6月17日	IIの1「いつの時点の計数か」	平成31年4月1日	令和2年4月1日	事後	形式的な変更であり、重要な変更にあたらない。
令和2年6月17日	IIの2「いつの時点の計数か」	平成31年4月1日	令和2年4月1日	事後	形式的な変更であり、重要な変更にあたらない。
令和5年6月30日	IIの1「いつの時点の計数か」	令和2年4月1日	令和3年4月1日	事後	形式的な変更であり、重要な変更にあたらない。
令和5年6月30日	IIの2「いつの時点の計数か」	令和2年4月1日	令和3年4月1日	事後	形式的な変更であり、重要な変更にあたらない。
令和5年6月30日	Iの4の② 法令上の根拠	番号法第19条第7号 番号法第19条第8号	番号法第19条第8号 番号法第19条第9号	事後	法律の改正に伴う修正
令和5年6月30日	IIの1「いつの時点の計数か」	令和3年4月1日	令和5年4月1日	事後	形式的な変更であり、重要な変更にあたらない。
令和5年6月30日	IIの2「いつの時点の計数か」	令和3年4月1日	令和5年4月1日	事後	形式的な変更であり、重要な変更にあたらない。
令和6年6月28日	IIの1「いつの時点の計数か」	令和5年4月1日	令和6年4月1日	事後	形式的な変更であり、重要な変更にあたらない。
令和6年6月28日	IIの2「いつの時点の計数か」	令和5年4月1日	令和6年4月1日	事後	形式的な変更であり、重要な変更にあたらない。
令和7年6月19日	IIの1「いつの時点の計数か」	令和6年4月1日	令和7年4月1日	事後	形式的な変更であり、重要な変更にあたらない。
令和7年6月19日	IIの2「いつの時点の計数か」	令和6年4月1日	令和7年4月1日	事後	形式的な変更であり、重要な変更にあたらない。